

障害者 福祉情報

132号 2012年10月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<http://www.cloverplaza.or.jp/>

[shakyou/sho/sho_index.htm](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

平成25年4月から 障害者総合支援法が施行

既にご承知のとおり「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が去る6月20日に成立し、同月27日に公布されました。

これにより、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」になるとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

今号では、来年4月の施行前に法律の概要について確認します。

※詳しくは、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> を参照ください。

【これまでの経緯】

国では、応益負担を原則とする「障害者自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、平成24年通常国会への法案提出、平成25年8月までの施行を目指すこととしていました。

そのため、平成22年4月に、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会が設置され、平成23年8月には「骨格提言」が取りまとめられました。

また、利用者負担を応能負担とすること等を盛り込んだいわゆる「整備法」が平成22年12月に成立し、今年4月から全面施行されました。

さらに、平成23年7月には、目的規定や障害者の定義の見直し等がなされた「改正障害者基本法」が成立し、同年8月に施行されました。

これらのことを踏まえ、このたび「障害者総合支援法」が成立、公布されました。

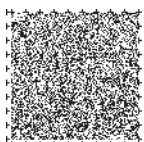
もくじ / 通巻132号

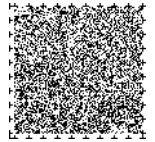
- ・平成25年4月から障害者総合支援法が施行 …… 1～4
- ・障害者法定雇用率が引き上げられます …… 5
- ・「障害者優先調達推進法」が成立しました …… 6
- ・お知らせ …… 7
- ・ほんだな …… 8

身体障害者補助犬法

成立 **10** 周年

補助犬は、盲導犬、介助犬、聴導犬の総称です。皆様のご理解・ご協力をお願いします





地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

厚生労働省ホームページから引用

1 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

1、2

改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

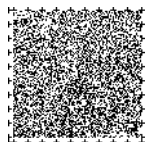
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

⇒ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害にある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。

⇒ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。

⇒ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。



4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

① 厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大する予定。

② 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助に統合。

⇒ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を推進。

③ 地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを追加。

⇒ 厚生労働省令で定める対象となる者の具体的な範囲については、施行に向けて検討

※重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、保護施設、矯正施設等を退所する障害者などに対象拡大する予定

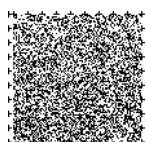
④ ○市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

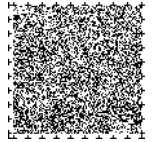
- ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④ 意志疎通支援を行う者の養成 ※手話奉仕員の養成を想定

〔その他、手話及び要約筆記を行う者の派遣も実施〕

○都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

- ① 意志疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高いものを養成し、又は派遣する事業
※手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成又は派遣を想定





- ② 意志疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業
 ⇒ 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意志疎通支援の強化

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

- 障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項に追加
- 基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

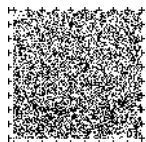
3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

4. 検討規定

（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年をめどとして、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
 ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。



障害者法定雇用率が引き上げられます

従業員56人以上を雇用する事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務づけられています（障害者雇用率制度）。

国において、このたび法定雇用率が見直され、平成25年4月1日から、下記のとおり引き上げられることとなりました。

これに伴い、**障害者雇用を義務付ける事業主の範囲は、従業員56人以上から50人以上へと広がります。**

なお、障害者の就労支援については、県内13箇所にある障害者就業・生活支援センターにおいて、障害のある方の就業面（就職するため、仕事を続けていくため）の支援と、生活面（生活習慣や日常生活の管理に関する助言など）の支援を一体的に行っています。利用を希望される方は、最寄りのセンターへご連絡ください。（センターの一覧は、福岡県ホームページ<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>の労働局新雇用開発課のページを参照ください。）

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

障害者雇用率制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、一定率（法定雇用率）以上の身体障害者・知的障害者の雇用を事業主に対して義務づけています。

精神障害者については、雇用義務の対象ではありませんが、雇用率には算定できるとしています。

障害者合同就職相談会 開催のお知らせ

〔日 時〕 11月21日（水） 12時30分～17時（受付12時～）

〔場 所〕 エルガーラホール（福岡市中央区天神1-4-2）

〔対象者〕 福岡県障害者雇用拡大事業に登録された方

※事前申込が必要

〔参加企業〕 10～12社程度を予定

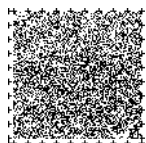
〔内 容〕 プレゼンテーションによる企業説明（概要並びに求人説明）

求職者と求人企業との面談

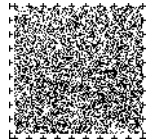
〔申込・問合せ先〕

（株）ジャストヒューマンネットワーク（福岡県障害者雇用拡大事業）

TEL 092-726-6800 FAX 092-726-6801



「障害者優先調達推進法」が成立しました



今年6月に「障害者優先調達推進法」が成立し、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

この法律により、国等は、優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達するよう、また、地方公共団体は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めるものとなっています。

また、国や地方公共団体等は、公契約について、競争入札に参加する者に必要な資格を定めるに当たって、障害者雇用促進法の障害者雇用率を満たしていることや、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等必要な措置を講ずるよう努めるものとなっています。

各施設におかれましては、今後の需要増加に向け、ニーズの把握、商品開発、商品に関する情報提供が必要となるのではないのでしょうか。

障害者施設の商品（「まごころ製品」）に関する情報は、福岡県ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp> の障害者福祉課のページに掲載されています。



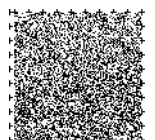
障害者優先調達推進法に関するQ&A

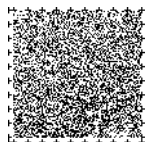
厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) より抜粋

Q. 障害者就労施設として、どのような施設が対象となりますか（局長通知第二の（2）関係）。

A. 対象となる施設は以下のとおりです。

- ① 現行の障害者自立支援法（平成17年法律第125号。平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に規定する就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、生活介護を行う事業所、地域活動支援センター又は障害者支援施設
- ② 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（いわゆる小規模作業所）
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定めるもの（いわゆる重度障害者多数雇用事業所や同法に定める特例子会社を検討中）





Music
演奏Kistyle
ピアノ五重奏
アトラクション

▼日時
平成24年11月8日(木)
13時から16時 ※受付12時～

▼場所
ユメニティのおがた
(直方市山部364-4)

▼内容
・表彰(福岡県知事表彰、福岡県
地域精神保健協議会長表彰)
・記念講演
「ストレスと人間関係～怒りと
落ち込みのコントロール」
福岡県立大学 上野行良 教授

こころの健康づくり大会

お知らせ

※入場料無料、事前申込不要
▼問い合わせ先
福岡県保健医療介護部 健康増
進課 こころの健康づくり推進室

TEL 092-643-3265
FAX 092-643-3271

福点まつり

▼日時
平成24年11月25日(日)
10時から15時

▼場所
福岡点字図書館
(春日市原町3-1-7 クロー
バープラザ東棟3階)

▼内容
視覚障害者用情報機器や便利
グッズの紹介・販売、点字・録
音体験、バザー等

▼問い合わせ先
福岡点字図書館

TEL 092-584-3590
FAX 092-584-1101

福岡県障害者文化祭

▼日時
平成24年12月9日(日)
10時から17時

▼場所
エルガラパサージュ広場
(福岡市中央区天神1丁目)

▼内容
JOY倶楽部ミュージックアン
サンブルによる演奏、障害者の
作品(絵・写真・俳画)の展
示、障害者疑似体験等

▼参加費 無料

▼問い合わせ先
福岡県身体障害者福祉協会
TEL 092-584-6067
FAX 092-584-6070

身体・精神・知的障がい者対象
委託訓練

▼募集科目

パソコンビジネス科

▼訓練期間

1月9日～3月29日

▼場所
メイトム宗像
(宗像市久原180)

▼定員 15名

▼受講料 無料

※ただし教材費として1万円程度
必要。資格取得のための検定受
験料は別途必要。

▼対象者

身体・知的・精神障害者でハ
ローワークに求職登録されてい
る方

※事前に左記へ問い合わせ

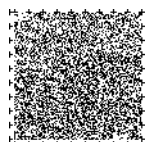
▼申込方法

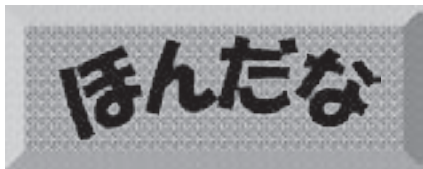
11月22日までに最寄りのハロー
ワークへ申込

▼問い合わせ先

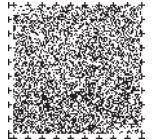
福岡障害者職業能力開発校
TEL 093-741-5431
FAX 093-741-1340

または、最寄りの公共職業安定
所





福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- お問合せ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「知的障害者の加齢と福祉実践の課題
高齢期の暮らしと地域生活支援」

植田章 著
出版：高菅出版



壮年期・高齢期の知的障害者に対する理解や支援が遅れている。彼らの健康や生活の実態を多面的に掘り下げることを通して、地域での暮らしを支援する福祉実践の課題を明確にする。

「罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援
司法と福祉の協働実践」

内田扶喜子 著
出版：現代人文社



罪を犯した知的障がい者に対し、弁護人と福祉専門職は刑事弁護活動のなかで、何をどのように行うべきか。弁護・支援活動の現場での両者の協働実践を、事例を豊富に盛り込んで解説する。

「障害のある人の権利と法」

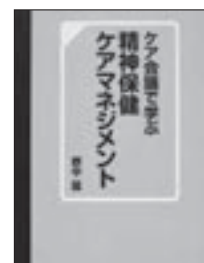
植木淳 著
出版：日本評論社



合衆国憲法修正14条の平等保護条項との関連を意識しながら、連邦裁判所の「障害のあるアメリカ人に関する法律」に係わる判例理論の展開を紹介した上で、日本国憲法との関係における障害のある人の権利と法について考察する。

「ケア会議で学ぶ精神保健ケアマネジメント」

野中猛 著
出版：中央法規出版



精神的に困難のある人を支援しようとする立場の人に向け、精神疾患の基礎知識をやさしく解説するとともに、ケア会議の実践例を紹介。他職種との連携協働のノウハウが身につく。

